

農業経営における主な税制・補助金の活用（後篇）

中小企業診断士
高村 真和

前号に引き続き、農業経営における税制や補助金の活用についてご紹介いたします。農業経営の法人化が進むなか、農業経営の支援措置はハード（建物、機械、装置等）からソフト（組織、人材、保険、コンサル等）へと

大きな転換点に差し掛かっています。今回は「事業承継」「人材の確保」「JAバンク三重専門家派遣事業」（ソフト面）について取り上げます。

農業経営の支援措置の転換点

1 事業承継

経営承継における活用可能な支援措置

2018年度から事業承継税制が大幅に拡充されました。中小企業経営者が株式を後継者に引き継ぐ場合、承継する全株式（従来は最大3分の2）について贈与税や相続税の猶予・免除が受けられるようになりました。非上場の中小企業であれば、農業法人でも活用可能です。

また、これまでは、1人の経営者から1人の後継者へ自社株式を贈与・相続する場合のみが相続税・贈与税の猶予・免除の対象でしたが、18年度からは、親族者を含む複数の株主から、複数の後継者（最大3人）への承継も相続税・贈与税の猶予・免除の対象となりました。

した。さらに、5年間は雇用の8割を維持する義務もなくなりました。なお、特例内容は18年度から10年間の期間限定です。

例) 農業法人の経営者が、1人の後継者(子ども)への事業承継にあたって1億円の価値を有する自社株(すべて)を贈与する場合の納税額(試算) ※相続時精算課税等、その他の税制特例の活用は考慮に入らずに試算	
本税制を活用しない場合に課される贈与税額(概算)	約4,800万円
本税制を活用した場合(2017年度まで)に課される贈与税額(概算)	約1,800万円
本税制を活用した場合(2018年度から)に課される贈与税額(概算)	0円

〈活用するための主な要件〉

- ・非上場の中小企業であること
- ・(農業法人の場合は資本金3億円以下または従業員300人以下。農事組合法人は対象外)。
- ・資産保有会社等(資産に占める賃貸用不動産や有価証券の割合が70%以上、またはこれらからの運用収入が全収入に占める割合が75%以上の会社)ではないこと。
- ・事前に「特例承継計画」を策定したうえで、都道府県の確認を受けること(2018年度から要件化)。

Point!
「法人化」することで「事業承継しやすくなります」
前の事業者が承継後も、法人経営に携わり、補助目的に従って施設・機械が使用されることが要件ですので注意しましょう。



人材確保を図りたい方は活用可能な支援として、次のメニューが用意されています。

	雇用就農者育成タイプ	新法人設立支援タイプ	次世代経営者育成タイプ
内容	農業経営者(個人・法人)が、新規就農者を雇用する際、農業生産技術や出荷・販売ノウハウ習得のために実施する研修に要する費用として、年間最大120万円、最長2年間助成。	農業経営者(個人・法人)が、新規就農者を雇用し、独立または経営承継を伴う農業法人設立に向けて実施する研修に対して1~2年目は年間120万円、3~4年目は年間最大60万円、最長4年間助成。	農業経営者(個人・法人)が、雇用者を次世代経営者として育成するために、先進的な農業法人・異業種の法人へ派遣の上、実施する研修に対して、月最大10万円、最長2年間を助成。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者を正社員として雇用しており、研修開始時点で4カ月以上経過していること(新法人設立支援タイプで経営承継する場合を除く)。 ・労働保険・社会保険に加入し、就業規則を整備していること(社会保険・就業規則については要件にあてはまる場合のみ)。 ・研修指導者(経営者)等が人材の育成・定着に関するセミナーを受講すること。 ・農業の「働き方改革」の実行計画を作成し、従業員と共有すること。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該雇用者について、研修終了後1年以内に次のことを確約していること。 ・法人の場合は、役員または部門責任者等の経営の中核を担う役職へ登用。 ・個人の場合は、経営を委譲するか、法人化したうえで役員へ登用。 	
必要な手続き	新規就農者(研修生)を雇用後、各都道府県農業会議に応募申請する。審査を経て、採択後、研修を開始。		

3 JAバンク三重 専門家派遣事業

JAバンク三重では円滑な事業承継や経営の高度化を目指す農業者の要請に応じ、専門的な知識や経験を有する専門家派遣事業を展開しています。

〔対象者〕
三重県内において農業を営む方および農業に従事する方、三重県において農業を営む方。

〔支援内容〕
法人化、相続・事業承継、労務管理、6次産業化、経営改善計画の策定。

〔実施期間〕
2020年2月28日まで

具体的な例を見ましょう

具体例1 主穀中心個人農家の場合

経営課題
経営規模拡大に伴い売上も増加し、農業所得も向上している。年齢も高齢となり、後継者の息子へ事業承継を検討しているが、対外的信用力等を踏まえ法人化成りも検討したい。

対応

- ① 専門家として税理士を派遣した上で、以下を実施。
- ② 確定申告書の所得や資産の状況から法人化を選択することが節税等につながることを提案(法人化・事業承継についてメリット・デメリットを説明)
- ③ 農業特有の収穫基準における決算仕訳等を説明し、株式会社立ち上げに向け定款等の規定類作成を実施

代表者を後継者とした農業法人を設立。設立に伴い対外的信用も高まり、さらなる規模拡大や労働力の確保が期待される。

具体例2 中規模農業法人の場合

経営課題

経営規模が年々拡大しており、現在の人員では対応しきれなくなっていること、また、息子が後継者として就農予定であることから、これを機に労務管理体制を見直したい。

対応

- ① 専門家として社会保険労務士を派遣した上で、以下を実施。
- ② 労働保険・社会保険の適用について経営者に説明した上で、現場の作業実態を踏まえた、勤務時間・休憩時間・休日等の勤務条件について、具体策を提案。

息子は社員として就農することが決まった。労務管理について一歩を踏み出したことから、今後、就業規則の制定についても検討する予定となった。

今後の農業経営は、徐々にではありますが個人経営から法人経営にシフトしていかざるを得ません。農業者が経営感覚を身に付けるため、近年の中小企業施策で主流となっている伴走型の支援措置(専門家派遣)の拡充を図る必要が高まっています。伴走型とは、単なる診断や指導ではなく、経営者と一緒に課題解決に向けた具体策を策定し、実現するまで一緒に走り続けることを意味します。

多様性の中に存在する農業において、農業者のそれぞれの立場で進むべき方向性を検討し、たううえで、各種の支援措置を無理のない範囲で有効に活用することが望まれます。

参考資料
「農業経営に使える税制・融資・補助金について」(2019年度版)
(中小企業庁、農林水産省)